

	公文書公開請求	情報提供
手続き	請求書の提出が必要 (窓口、郵送、FAX、電子)	口頭でも可能
対象となる文書 ※ただし、文書の 内容により異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求時に存在する公文書 ・ 加工できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限定なし ・ 必要な情報を集めて一覧表にするなど加工することが可能
非公開情報	条例に定める非公開情報について黒塗り (情報公開条例第7条各号に該当する情報)	
決定期限	原則、請求があった日の翌日から 起算して14日以内	個別に判断 (可能な限り速やかに)
費用負担	閲覧は無料 写しの交付は実費負担	無料
その他	行政処分であるため審査請求ができる	行政処分ではないため、審査請求ができない